

令和6年（2024年）第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第3号

日時 令和6年（2024年）12月20日（金曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程 1 | | 所管事務調査報告 [総務文教常任委員会] |
| 日程 2 | | 所管事務調査報告 [産業厚生常任委員会] |
| 日程 3 | | 所管事務調査報告 [議会運営委員会] |
| 日程 4 | 議案第 74号 | 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程 5 | 議案第 75号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 6 | 議案第 76号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 7 | 議案第 77号 | 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 8 | 議案第 78号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 日程 9 | 議案第 79号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町一般会計補正予算（第10号）について |
| 日程 10 | 議案第 80号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程 11 | 議案第 81号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程 12 | 議案第 82号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程 13 | 議案第 83号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 日程 14 | 議案第 84号 | 令和6年度（2024年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程 15 | 議案第 85号 | 鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約について |

日程 16 同意第 4号 鹿追町監査委員の選任について

日程 17 委員会の閉会中の継続調査申し出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

1番 佐々木康人議員	2番 黒井 敦志議員	3番 金子 孝伸議員
4番 青砥 敏一議員	5番 山口 優子議員	7番 川染 洋議員
8番 狩野 正雄議員	9番 安藤 幹夫議員	10番 清水 浩徳議員
11番 上嶋 和志議員		

4 欠席議員（1人）

6番 畑 久雄議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長	喜 井 知 己
教育委員会教育長	渡 辺 雅 人
代表監査委員	野 村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長	松 本 新 吾
総務課長兼会計管理者	武 者 正 人
総務課財政担当課長	高 瀬 俊 一
総務課主幹（消防署長）	桑 折 琢 也
企 画 課 長	草 野 礼 行
町 民 課 長	高 井 宏 行
子育て支援課長	米 澤 裕 恵
農業振興課長	城 石 賢 一
保健福祉課長	富 樫 靖

保健福祉課主幹	佐藤裕之
商工観光課長	大西亮一
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	萩生田訓考
瓜幕支所長	早川昌映
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹
総務課総務係長	最上佐緒里
総務課財政係長	鎌田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川 修
------	------

9 議会事務局職員出席者

事務局長	東原孝博
書記	川瀬直美

令和6年(2024年)12月20日(金曜日) 午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

これから本日の会議を開きます。

ここで報告をいたします。畑久雄議員、菊池輝夫農業委員会会長から欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1

所管事務調査報告書

[総務文教常任委員会]

○議長(上嶋和志)

日程1、所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員会から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので、報告を求めます。

山口優子総務文教常任委員長。

○5番(山口優子)

所管事務調査報告を申し上げます。

総務文教常任委員会は、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

調査期間、令和6年(2024年)9月24日から9月26日。

調査地、調査項目、

- 1、東川町、子育て支援について、移住定住について。
- 2、東神楽町、空き家対策について、未来につなげる住まいの輪促進事業について。
- 3、東神楽町、東神楽大学廃校活用事業について。
- 4、上士幌町、高校支援策とその財源について、参加者は記載のとおりです。

総合考察を読み上げ、報告とさせていただきます。

東川町では、子育て支援、移住定住施策について、東神楽町では、空き家対策廃校活用事業東神楽大学について、上士幌町では、高校支援策について、所管事務調査、視察研修を行った。

東川町では役場職員自らが動かざるを得ない状況になったことをきっかけに、まちづくりを自分事として捉える意識改革が職員に起こった。

また、3年を目安に人事異動をすることで、財政面も含めた多角的な視点を持つ職員が育成されている。

東神楽町の住まいの輪促進事業は、利用率が高く、特筆すべき点は老朽化した住宅をリ

フォームして住宅性能を向上させ、魅力的な住宅にしてから市場に流通させている点である。

東神楽大学は廃校小学校を活用した複合施設で、本小学校という特性を生かした施設となっており、東神楽町とは賃貸契約のみだが、地元住民の理解やイベント協力など、様々な点で町と連携をとっていると感じた。

上士幌高校支援においては、一部に業務を集中させない支援組織の体制や給食の支援など、参考になる点が多かった。

今回調査した内容で共通する点は、どの事業も役場だけで完結する事業ではなく、企画会社、不動産会社、地域商社、高校などの外の組織と連携して進めていく必要があるという点である。

連携して業務に当たるということは連絡をし合うだけのことではない。お互いがお互いの業務内容まで深く相互理解し、相手の業務のために自分ができる業務は何か模索し、追求することで業務が次のステージに進んでいくと感じた。

前例がない、ほかの自治体がやっていない、予算がないの三つのない克服に取り組む東川町の職員育成の取り組みのように、本町でも職員や関係人材の意識改革や研修の重要性が高いと感じた。

以上です。

○議長（上嶋和志）

以上で、総務文教常任委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

日程 2

所管事務調査報告書

〔産業厚生常任委員会〕

○議長（上嶋和志）

日程 2、所管事務調査報告を行います。

産業委員会から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので、報告を求めます。

川染洋産業厚生常任委員長。

○7番（川染洋）

それでは、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

本委員会は下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

調査期間は令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から 10 月 3 日まで。

調査地、調査項目につきましては、音更町、十勝川温泉地域再生事業について、弟子屈町、川湯温泉再生事業について、浜中町、就農者研修牧場について、白糠町、神戸物産バ

イオマス発電所についてを調査してまいりました。

参加者については次のとおりでございます。それから、報告は各議員が考察をいたしておりますので、各議員の考察を申し上げたいと思います。

まず、十勝川温泉地域再生事業についての、担当議員の考察であります。

十勝川温泉市街地の歴史あるホテルが次々と閉館し、廃虚として建物だけが残る状況のなか、賑わいを失っていく温泉街をどう再生させていくかは、町をはじめ民間事業者においては大きく困難な課題であった。

十勝川温泉旅館協同組合は、老舗ホテルの経営者、ホテル従業員が生き残りをかけ、10年以上の年月をかけて町と十勝川温泉旅館協同組合等が一体的に事業を進めており、同組合は、観光庁が指定する観光づくり法人（DMO）の指定を受ける等、積極的に観光地域づくりの中心となってきた。

その結果、計画した事業が認められ、国からの補助金の交付対象事業となるなど、財源的にも有利に事業展開ができたものとする。

鹿追町の然別湖畔においても、かつては温泉宿泊施設が3軒あり、賑わいをみせていたが、2軒が閉館となり既に7年～14年が経過し、老朽化した建物が残されている。

然別湖周辺は、本町を代表する観光地であり、今後もこの場所を中心に観光事業を展開していかなければならないが、然別湖だけではなく新たな観光場所、観光項目、特産品等をいま一度、町全体の魅力発掘をしていかなければならない。

財政面において十勝川温泉の再生事業では、国から事業費の支援を受けて実施されたが、町の負担も大きいものがあつた。閉鎖されたホテルの再生については、町として支援していくことも必要であるが、民間活力による事業展開が望ましいと考える。

観光客の入り込みの増加は、当然に地域経済にとって大きな効果を望むことができる。観光客のニーズを模索し、観光の町として周辺自治体との連携が不可欠である。

現段階において、閉館したホテルの譲渡等、方向性が示されていない状況であり、今後も結論を生むまでは相当期間を費やすと予想される。このままだと湖畔地域は疲弊していくばかりである。

然別湖畔は現在、1軒のホテルが営業し、この地域における宿泊施設として本町の観光振興のため尽力をいただいているところであるが、この地域の再生に向けて打開策を検討していかなければならない。十勝川温泉の再生事業にあつては、前述のとおり10年以上の年月を費やしていることや国立公園内ということを見ると、早急な取り組みが必要であ

る。

2 番目、川湯温泉の再生事業についてであります。

担当した議員の考察です。

時流の変化をしっかりととらえ、観光の魅力が損なわれつつある地域を再生することが、転換の好機である。

本町観光の中心エリアである然別湖は、ホテル福原の休止、町に寄贈された旧山田温泉、旧北電寮などは廃屋状態となっている。

このままでは美しい自然景観を求めてくる観光客のイメージダウンとなり、その魅力が損なわれる状況にある。一日も早く再生プロジェクトを立ち上げ「明日の日本を支える観光ビジョン」を基に、景観改善に着手すべきと考察する。

環境省への要望や観光地再生のマスタープラン作成が必要である。

3、浜中町であります。

調査目的は就農者研修牧場についてであります。考察は 10 ページであります。

近年、本町の基幹産業である農業からの離農者が多くみられ住民の間にも人口の減少と地域のコミュニティが守れないのではないかと危機感が少しずつ広がり、当委員会において新規就農についての一般論的認識と知識を確認するものである。

そのための先進地域を浜中町「就農者研修牧場」の新規就農の実績から得ることを選択し学んだ。自治体により新規就農の施策思考とその実施方法にはそれぞれ環境に相違があり「新規就農者」の増加が自治体一律に発展していく良政とは必ずしも限らないのである。

鹿追町と浜中町との相違は、本町では離農者跡地は農業者の経営拡大志向があり、鹿追町の施策及び農業協同組合の新規就農者の受け入れに必ずしも積極的体制が確立されていないのが現状である。

また、鹿追町農業委員会はこの離農が続けば、いずれ経営拡大が落ち着き土地余りの状況が出てくると予想している。

浜中町農業協同組合、参事、三山昌利氏の説明では「浜中町には大規模経営者もいるが、最大の効率を得るには 50 頭から 60 頭前後の経営が最も良い」としている。

農業労働者獲得の困難さや働き方改革、賃金の上昇などの最中、なぜ規模拡大志向が続くのか、三山昌利氏の説のとおりにならないのは何故なのか。今後の課題である。

新規就農を推進するためには、鹿追町において政策の目的が職業の選択か、人生の環境の選択かなど個々が決定するもので政策が押し付けるようなものではないことを明確にし

て、住民も移民者も納得できる方向性を明らかにすることが重要である。

4、白糠町、地域資源循環型エネルギーの安定的活用、企業誘致の実例についての考察であります。

白糠町の森林面積は83%で、同町の森林資源を活用するだけでなく、70キロ圏内から供給業者が木材を搬入しているなど、白糠町の資源活用とは言えない。さらに、18人の雇用者の内、白糠町からは3人だけで雇用機会の拡大になっていないなどの課題がある。

しかし、町トップと神戸物産トップの人的繋がりが同施設の誘致に繋がるほか、他の施設誘致にも成功しており、トップ間交流が新しい展開に広がっている好事例である。自治体の首長のトップセールスが大きな力になることを強く意識するべきであると考察する。

以上が各議員の考察した中身であります。

総合考察といたしまして、今回の研修課題の1、十勝川温泉地域再生事業、2、川湯温泉再生事業の研修は本町の然別湖温泉地域の観光産業に係る再生思考のために、3、就農者研修牧場事業は、本町の離農者と基幹産業の農業の新規就農者への期待は本町の人口減少に歯止めをかける一助となるのか、4、白糠町の神戸物産バイオマス発電所の研修は、本町の家畜糞尿バイオマスエネルギー及び太陽光発電事業実施について、それぞれの課題に対するさらなる知識取得にある。

各議員が同じ事実を見聞き知見を得て、今後の行政施策への意思決定の前提情報を共有するということであるから帰町後の委員会開催も重要である。

本町の観光産業として柱となる然別湖周辺の再開発ともいうべき計画については、参考とすべき十勝川温泉地域再生事業及び川湯温泉再生事業の研修が担当議員の調査結果と考察にあるように確かな参考になる事実を知りえたことと考察することができる。

浜中町の就農者研修牧場は本町への新規就農者促進策は人口減少の歯止めになるのかという課題を理解するための研修を行ってきた。浜中町では行政施策と農業協同組合及び農業委員会の三者が積極的に受け入れ体制を整備し取り組んでいたが、本町においても、行政、農業協同組合、農業委員会の三者懇談会が開催されている。農業者の経営拡大志向もあり、新規就農者受け入れ体制が明確に進捗していない現状である。当委員会としても真剣に基幹産業である農業政策の一つとして新規就農者の是非を議論する必要があると考察する。

白糠町の神戸物産バイオマス発電所での研修は、地域資源循環型エネルギー活用がどのように町民との関係を持っているのか、本町と同課題について比較検討のできる知見取得

にあったが、担当議員の調査結果及び考察は有意義であると評価できる。

これら研修結果を当委員会において議論を深め、その上でさらに深く理解をして議員活動に生かさなければならぬものである。

一つには、委員会使命の在り方を双方向のすなわち住民と行政政策のコミュニケーションを取り持つシステムとしての、「シンクタンク機関」となる性格を必要とするのではないかと思考するものである。

なぜなら、住民は議会・議員の実態の多くを知らず、議会・議員は住民にその実態を知らせていないので、一般住民に一層の議会の実態を理解してもらう活動は必要であり、そのための研修視察であると考えべきであるからである。

委員会の傍聴を積極的にアピールして委員会議論を広く多くの住民に知らせ、議会の独立性と議会存在の有意義性、存在の必要性を改めて主張する機会を議会自ら作る事が今後とも重要である。

以上で終わります。

○議長（上嶋和志）

以上で産業厚生常任委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

日程 3

所管事務調査報告書

〔議会運営委員会〕

○議長（上嶋和志）

日程 3、所管事務調査報告を行います。

議会運営委員会から所管事務調査報告書が議長に提出されましたので、報告を求めます。

安藤幹夫議会運営委員長。

○9番（安藤幹夫）

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

調査期間、令和6年（2024年）11月22日、11月23日の2日間であります。

調査地・調査項目、1、札幌市民プラザ、文化・芸術・図書館の複合施設の実態について、2、札幌市、北海道自治労会館4Fホール、2024自治講座「国・地方自治体の関係はどうなるか」について調査を行いました。

参加者につきましては記載のとおりです。

調査目的、調査結果につきましては、後ほど御一読をお願いします。

考察をもって報告とさせていただきます。

将来の人口動向を考えると、公共施設のコンパクト化は重大なマネジメントと考える。

施設の利活用は、住民の多くが休憩や仲間とおしゃべりする人、読書や勉強する人、パソコンを使い仕事や打ち合わせに利用する人など様々な利用法が考えられる。展示やイベントを行えるスペース、様々な教室が開かれ芸術鑑賞会やコンサートなどが実施できる複合施設は本町においては町民ホールが考えられる。今後検討される図書施設の利活用方法の在り方について多々参考になった。

蔵書数の確保や、規則にとらわれず飲食スペースの確保や、自由に読書や学習の利用出来るスペースの確保が住民にとって利便性のある空間、複合施設と考える。

次に国と地方の新しい関係を確立する「地方分権一括法」が平成 11 年（1999 年）7 月に成立して約 25 年経過しようとしている。国と地方の関係が上下主従の関係から対等・協力関係に変わり、地方分権型行政システム（住民主導の個性的で総合的な行政システム）が構築され今日まで第 7 次一括法まで改正されているが、改革が潤沢に進んでいるとは言い難い。そんな中、本年 6 月自治法の改正により国の地方自治体に対する「指示権」の拡大と並行する「指定地域共同活動制度」が成立したことにより、大災害や感染症などの事態時、国が自治体に対し指示ができ、資料提出を求める権限が本当に必要なのか疑問を持たざるを得ない。現行の「災害対策基本法」や「感染症法」で可能なことで地方分権の逆行ではないかと言わざるを得ない。

今後、人口減少や少子高齢化などに伴い様々な課題や地域社会を取り巻く環境がより一層厳しくなる。小さな自治体で安定した行政サービスを継続する為に、住民・関係団体・研究者・議会と共同で制度内容の分析・検討・調査・研究を進め具体的な提言、要求を出していくことこそが急務で持続可能な地域づくりが求められることと思考する。

以上報告とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

以上で、議会運営委員会からの所管事務調査報告の件は報告済みとします。

日程 4 議案第 74 号 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例について

日程 5 議案第 75 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

日程 6 議案第 76 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制
定について

日程 7 議案第 77 号 鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程 4、議案第 74 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程 5、議案第 75 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程 6、議案第 76 号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、日程 7、議案第 77 号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上 4 件については関連がありますので、議事進行上、一括して、提案説明と質疑討論を行い、議会ごとに採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

以上 4 件について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 74 号、議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 75 号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 76 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 77 号、鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので、一括で説明させていただきます。

改正内容の要旨を申し上げます。

本年 8 月 8 日に人事院から国家公務員の給与について初任給の引上げ、月例給を平均で 2.76%、期末勤勉手当の支給月数を合計で 0.1 か月、寒冷地手当のそれぞれ引上げ、扶養手当の段階的見直し等の勧告があり、12 月 17 日に国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、これに伴いまして地方公務員につきましても準拠していることから、それぞれ条例の一部を改正するものであります。

議会議員、特別職職員の本年度の 12 月期の期末勤勉手当を合計で 0.1 か月分引上げ、全体で 4.6 か月とし、令和 7 年以降は 6 月期と 12 月期の期末勤勉手当をそれぞれ 0.05 引き上げるものであります。

寒冷地手当につきましては、それぞれの区分において約 11%の程度の引上げとなるものであります。

扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当も段階的に 3,000 円引き上げるものであります。

暫定再任用職員の期末勤勉手当につきましては、本年度の 12 月期の期末勤勉手当を合計で 0.05 引上げ、全体で 2.4 か月とし、7 年度以降は、6 月期と 12 月の期末勤勉手当をそれぞれ合計で 0.025 引上げ、また寒冷地手当及び住居手当を新たに支給するものであります。

会計年度任用職員の期末勤勉手当につきましては、基準日が 4 月 1 日であり、令和 7 年度（2025 年度）から職員と同額の年間 4.6 か月とするものであります。

また、行政職給料表につきましても、所要の改正を行うものであります。

人勧とは別になりますが、町長の給料を 10%、副町長の給料 5%をそれぞれ 1 月から 3 か月間減額するものであります。

以上、議案第 74 号から議案第 77 号まで一括で御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

山口優子議員。

○5 番（山口優子）

議案第 75 条の第 3 条に関連して質問いたします。

町長と副町長の給料の減額ということですが、今回この町立病院の院長の患者と職員に対するパワーハラスメントの事案を認め、町長と副町長の給料を減額ということなのですが、この件に関して質問が 3 点あります。

まず 1 点目、今回の病院長の処分、そして町長の給料の減額が、10 分の 1 か月、10 分の 1 を 3 か月ということで処分、同じ処分でありますけれども、同じ割合を減給する理由をお願いします。

2 点目、再発防止策として職場環境の改善策ということで、外部の相談窓口を設置、もう一つ、(仮称) 鹿追町国民健康保険病院町民懇談会という組織を設置と全員協議会の中で説明がありましたけれども、この外部の相談窓口というのは、病院の職員のみを対象とし

ているのか、役場の職員も対象なのか、また一般の患者も対象になるのかどうかということと、町民懇談会という組織は常設の組織なのか。

誰が入って何人ぐらいの委員がいるのか、いつでも患者が相談できるものなのかどうかということが2点目の質問です。

3点目の質問です。

病院設置者としての職員に対する安全配慮義務についてお伺いします。

今回の問題がありましてから、医師、看護師、その他スタッフから聞き取りをする中で、精神的ストレスで体調が悪いですとか、心身ともに体調がすぐれず、服薬しているというような内容がありました。そのような万全な体調ではない医師や看護師を働かせ続けているということは、雇用管理上問題だと思います。町長はそのことを知った時点で、まずは休職をして療養を優先してもらうように指導するべきだったのではないかなと思います。

病院設置者としての職員に対する安全配慮義務について、以上3点お伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

私と副町長の給与減額のことに関して御質問を3点いただきました。

順次お答えをいたします。

まず給与の減額については、これは一般職の職員と理事者は全く基準が異なっておりまして、職員については当然地方公務員法の規定が適用されるわけですから、懲戒処分の中の給与の減額については、給与の減額をする場合は、給料と扶養手当を足した10分の1が上限です。しかも、それは最長6か月までというこの条例、あるいは地方公務員法等の規定がありますので、その範囲内での処分で今回の処分については、職員についてはそういうかたちで10分の1の3か月と処分をしたところでありまして。

そして、我々理事者の処分については、それは特に基準がございませんので、今回の事案の全体的なこと、それから減額の妥当性については、これはたまたま10分の1というところで同じということになっておりますが、それは結果がそうであるということで、私どもの処分とそれから職員の処分は、そもそも根拠の考え方も全く違うということでありまして。そういったことで御理解をいただければと思います。

それから、今回改善策の中でお示しをさせていただいた外部相談窓口については、これは病院の職員のみならず職員全体ということでありまして。

これは職員の相談窓口ということですので当然、患者さん等が含まれるものではないかと考えております。患者さんとの関係については当然、病院に対してあるいは町に対してということで、もし何かあれば申出があるのではないかと考えております。

それから懇談会の組織につきましては、今詳細を詰めているところであります。基本的に常設というか、任期等を決めてお願いをする予定をしております。

そこが直接患者さんから、何かお話を受けるということではなくて、会議、懇談会を定期的で開催して、その中で病院の経営状況等を含めてお話をさせていただいて、お願いした委員さんから御意見を頂いたりするという、そういう形態を今のところ想定をしております。

それから三つ目の職員に対する安全配慮義務ですけれども、これは病院だけに限らず、職員それぞれ、体調管理等々、それはもちろん、自分の方で体調管理をしていって、体調に何らかの問題があれば休暇をとるなり、そして、必要であれば診断書を提出して病気休暇を取得する。あるいは、それが長期にわたる場合については、さらに療養が必要であれば、それは休職なり何なりという段階があるわけでありまして。

それで例えば理事者側、状況を見て非常に体調等よくない、業務にも支障があるということが、例えばこの職場の上司等もいるわけですから、そういったものが状況を見て、必要であれば療養を進めるというのは、それは通常の組織でやることでありますから、それを頭越しに調子悪いから休みなさいと言うかたちには本来ならないと考えております。

安全の配慮義務というのは、もちろん必要ですけれども、それは当然、本人、あるいは、職場内でよく状況を見て、必要であれば、必要な対応をしていく。そういうことになるのではないかと考えております。

○議長（上嶋和志）

質疑ありますか。山口優子議員。

○5番（山口優子）

外部の相談窓口を設置されるということはとても良いことだと思います。と同時に役場内の相談窓口の周知をするというお話もありましたけれども、役場内の相談窓口というのはつまり総務課ということになりますけれども、総務課への相談は3年以上前からずっとありました。

ここに相談、総務課に相談しても時間ばかりかかってなかなか解決へと進んでいかなかったのが今回、議会や公平委員会へ行くことになったのだと思います。

総務課の相談窓口としては、今後も続くわけですけれども、総務課としては今後どのようなことを改善するのかということ。

また、本来であれば総務課長ではなくてまずは病院事務長が間に入って相談に乗るような事柄でもありました。

本来であれば、医療法人以外の業務については、総務や経理や労務管理などの業務については病院事務長が病院長に進言できないといけなかったと思います。

相談窓口である総務課長と病院事務長は同じ管理職、課長職でもありますし、病院事務長の業務範囲や権限を明確にするべきではないかなと思います。

もう1点、安全配慮義務違反についてはですけれども、違反とまでは申しませんが、町長がおっしゃるには本人からの申し出があって、頭ごなしに休みなさいとは言えないというお話でしたけれども、本人から休みたいと言わないからといって、働かせ続けていいということではないと思います。

病院というのは命を預かるような現場で医師や看護師というような職業で体調が万全ではなく、看護師さんに対して不利益などあるかもしれないと思います。

心身ともに体調がすぐれず服薬しているという訴えがあるのですから、そういうことは正常な休職したほうがいいのかとか療養を優先したほうがいいのかというような正常な判断がしづらい精神状況にあるのだと思います。

まずは患者さんにとっての利益を第一に考えていただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

前段の管理職の役割、総務課の相談窓口が、云々、それから、病院の事務長の役割云々というお話がありました。

それはそれぞれ当然管理職ということですので、総務課であれば、今回のハラスメントの窓口云々、ただ、もう全く機能してないようなお話をされますが、決してそういうことではないというふうに私は思っております。

こういう、今回のような職場内のハラスメント云々については、非常に事実確認、それからそれを認定する手続というのは、非常に時間がかかりますしそれはやむを得ない面も恐らくあったのではないかなと思います。

また病院内で言えば、当然、事務長は病院の事務等々について、もちろん責任を持って

いるわけでありまして、病院の全体の運営の責任者、もちろん上司がいるわけですから、そういった面で対応がなかなかできない部分があったというのは事実でありますし、その辺をカバーするのが私の責任でありますので、そういった意味で今回、私それから副町長の処分ということで提案をさせていただいたところであります。

それは管理職としての限界は当然ありますので、これはそれぞれの職員を責めるということには私はならないと思っております。

それから安全配慮義務でありますけれども、これは当然、病院の職場の特殊性はあるにしても、それぞれほかの職員でも健康上のいろいろあって、薬を飲んだりしている職員は、それはたくさんいるわけで病院の職員だけの問題ではないと思います。

ですから、そういったことを考えて、そういう大変な職場だから、「あなた休みなさい」というのは、それは状況を見て、明らかに体調等悪いのに無理しているなということがあれば、それはもちろんちゃんと病院に行って休みなさいという話はさせていただきますが、山口議員おっしゃるように、そういうことで我々が病院の職員に対して、そういう対応しないのが安全配慮義務違反とおっしゃいましたので、安全配慮義務違反ということは当たらないと思っております。

○議長（上嶋和志）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

○議長（上嶋和志）

これから議案第74号から77号の討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

まず討論、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

川染洋議員。

○議員（川染洋）

私は議案第75号に賛成の立場から討論をしたいと思っております。

ただいま5番議員からいろいろ質疑がありました。

良いも悪いもの、この議会がどんなふう動いていくか。これが原点になると思いますので、あえて私は賛成の立場から討論をいたします。

病院運営に関する今回の件につきましては、本年2月に町民である患者からの陳情を議会が採択とし、担当である産業厚生常任委員会に付託されたものであります。

ただいま上程されました議案は付託を受けた担当委員会として陳情者である患者と、院長職、事務長職及び総看護師長職、そして町長から4月に3回にわたりそれぞれ事情聴取を行い、議会としての結論をお示しいたしましたことによる処分案だと理解しております。

議会としての結論は、受診する患者と医師のコミュニケーション不全があったこと、それから院長職の病院経営に関するガバナンス能力が発揮されていないということの反省を求め、任用権者の何らかの処分を示す必要があるとの結論でありました。

町長の今回の処分内容は、それに沿ったものと理解できるものでありますが、賛成の意思表示をするに当たり、あえて賛成の趣旨を申し上げます。

まず、今回の件につきましては、どなたが院長職に就任されても、大きく三つの役割があると思っております。

一つには町立病院院長職、院長職は、これは公務員であるということです。公務員の大前提として、全体の奉仕者であることが求められるのであります。

憲法第15条第2項に基づき、地方公務員法第30条に規定されているところであります。公務員の全体奉仕者とは、特定の住民にのみだけでなく、広く公共の利益の増進に尽くすという公職の在り方を示しております。当然のごとく、我々議会議員にも言えることではありますが、公職の在り方の理解が信頼性を継続していくものであります。

二つには、院長職は組織の長であるということです。病院という組織を健全に運営しなければならない責務があります。

職員から措置要求が出ていることは誠に残念なことであります。組織の長は、健全な運営を保つために組織全体のマネジメントをする必要があります。言うまでもありませんが、マネジメントとは、組織の目標や目的を達成するために必要なものは何かを分析し、それを集団活動の維持や促進に生かす力であります。一言で言えば、運営及び組織を管理する業務であります。

三つには、医師であるということです。

患者からはすべからく丁寧に見ることが要求されます。

全体の奉仕者として、また安心できる丁寧な診察をすることは、町立という看板を確固

とするものであります。住民から信頼のない町などは考えられません。とくに、本町の町立病院では、総合診療という複雑な診療が医師にとりましては過重労働が要求される地域であります。

院長職をはじめ、医療従事者の体力、心労は相当な重労働を余儀なくされるものだと敬意を表するものでありますが、現在の社会環境や医療体制の改善は経験になるものではありません。

町長は今の健全な病院経営を実施していくために、各種の改善方策を立てられておりますが、道半ばで瓦解することなく、関係する職員の協調体制に期待をするものであります。今回の町長自らをもって行おうとする減給処分については、決して軽いものではありません。なぜなら、鹿追町という組織の長が自らとは言え処分されるという事態は、ゆゆしき事態と受け止めなければならないことだと考えるからであります。

今後の行政運営に当たって、町長はじめ、副町長、院長の減給処分が軽はずみにも路側に置かれるようなことになってはいけないのであります。

町長自らの処分が今後、病院健全運営のために、また、全職員に対して、それぞれの職務遂行に当たり、大きな警鐘になることを期待して賛成討論といたします。

○議長（上嶋和志）

ほかに討論ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立9名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立 9 名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 76 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立 9 名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第 77 号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立 9 名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 8 議案第 78 号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長（上嶋和志）

日程 8、議案第 78 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 78 号は、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

町は、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるといたしまして、公用車によります事故の損害賠償等和解であります。

事故の概要を申し上げます。

令和6年(2024年)8月23日、午後2時45分頃、鹿追町瓜幕西24線21番地、地先路上におきまして、本町職員が運転します公用車両が雑木処理運搬作業中に単独で路外に逸脱し、電柱及び電話中に損害を与えたもので、過失割合は鹿追町が100%となるものであります。

次に提案内容について御説明いたします。

損害賠償の額は合計で78万852円であり、和解の相手先及びそれぞれの損害賠償につきましては記載のとおりであります。

和解内容につきまして、和解により相手方に支払う額は上記損害賠償額とし、これ以外には、双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとするというものであります。

以上、損害賠償の額の決定及び和解について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

狩野正雄議員。

○8番(狩野正雄)

事故の件について、質問いたします。

役場職員、この事故の処理で役場職員は、法令に基づいたそういう処理をちゃんとやったのかということで聞きます。

まず1つ目、この事故は8月23日、午後2時45分に発生したとあります。

直ちに事故処理のためには事故があった場合、直ちに警察に届けたり、また、損害した北電に連絡したり、東日本電信電話会社に連絡したりとか、そういう措置は、直ちにとられたのか。

そういうことからまずお聞きします。

○議長(上嶋和志)

答弁を求めます。

大上朋亮建設水道課長。

○建設水道課長(大上朋亮)

はい。今回8月23日、午後2時45分頃に事故がございましたが、現場の状況から当然

警察、北電、NTTにはすぐ連絡をしている状況でございます。

○議長（上嶋和志）

狩野正雄議員。

○議員（狩野正雄）

瓜幕の駐在所から1,500メートルとか600メートルぐらいの距離ですから、当然、すぐ来てくれたと思うのですが、その処理で事故車を引き上げる場合、この間の全員協議会でも、電柱が折れた事故ですけれど、事故車には何もなかったのか聞いたら部品程度で済んだということなのですが、こんなことがあるのかとまず疑問に思うわけです。

それと、事故車をどうやって引き上げたかということをお聞きするわけですが、事故車両をどういった方法で引き上げたかその辺を詳しく教えてください。

○議長（上嶋和志）

答弁を求めます。

大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

路外に逸脱した状態であったということでございますので、町のホイールローダーを使用いたしまして道路上に引き上げた状況でございます。

部品修理にかかった件ですが、部品代といたしまして破損した部品等を購入しております。

また、ダンプの枠につきましては自前では無理ということで業者に依頼しております。部品代が12万5,455円かかっております。枠の修理につきましては2万4,200円ということで修理を終えております。

以上です。

○議長（上嶋和志）

狩野正雄議員。

質疑は3回までとなっておりますので、まとめてお願いします。

○8番（狩野正雄）

この車両を引き上げるときに、バックホーを使って引き上げたというふうに聞いております。バックホーを使った引き上げは問題ないのかという点。重機にはそれぞれ作業できる基準がございます。バックホーというのは、平地整地、運搬、それから積込み、掘削というのにしか使えないという規制があります。

そういう中で、免許がそれぞれ分かれています。

ものを引き上げるということが、労働安全衛生法でやってはいけないような行為なのです。私も、資格を持っております。こういう作業を。

しかし、絶対やってはいけないのは、そういう目的外使用です。目的外使用ということがなかったのかどうか。まずその点。

それから道路を横断して引き上げたケースで、それがどこから引っ張ったか。他人の民地です。住民の民地に入って引き上げている、引っ張っているのです。その結果、無理して引き上げているから取付け道路がぐちゃぐちゃになったのです。それをそのままにして帰った。

それから、バックホーをその日移動できないから置いて行った。その際、民地に入っているかどうかの確認と連絡、それから置いて帰っていかとかそういう許可を受けたのかどうか。

それからバックホー道路を走行できない決まりになっているのです。どうやって、現場まで運んだのですか。

路上をトコトコ走るとは禁止されているのです。どうやって運搬をしたのかという点も疑問になります。

それから、バックホーを運転する場合、運転者は特別な免許がいるのです。大特を持っていれば運転できるというものではありません。それぞれの資格が要ということ。

それから、車両を引き上げるというのは非常に特殊な仕事です。ですから、経験とか知識とかそれから先ほどの資格とか、それに合った機材をやるべきなのです。そうしないと、二次災害、三次災害そういうものが起こるから、それをやらないために、みんな業者をお願いしているのです。

自分たちがやれることを逸脱しているのではないかという気もするのですが、そういう労働安全衛生法、道路交通法から、道路車両運搬、道路運送車両法そういうものに沿ったことをやっていたのか。

また、引き上げるために道路を横断しているわけですから、道路の占用許可とか、道路を通行禁止区分帯にするとか、そういう許可はちゃんとそういうものを手続した上で、こういう作業はすべきだと思います。

それから、そういう作業を進める上で、それをやった職員はそういう作業の資格を持っていたのかどうか。その辺についても、やはりコンプライアンス、一番大事な、ましてや、

車両係とか道路維持係です。まさに、運転のプロなのです。道路の維持のプロなのです。プロがプロらしい仕事をするためにはどうしたらいいかということを考えるべきではないかと私は思うのです。

それと、どうも地元住民なんかもですけど、夏、草が伸びていて、危険に感じる。それが今回の事故につながっているかどうか。

それから、事故分析がされているのか。例えば、夏道で普通の道で平坦だ。何でそんなときに、道路の状況が悪かったのか。タイヤがすり減っていたのではないか。冬のスタッドレスをそのまま夏も履いていたのではいか。いろんなケースが考えられる。

そういう事故分析はやはり必要なものですから。

事故あったことはあったら仕方ないのですが、二度とそういう事故を起こさないためにどういう処置を講じたか。その辺について詳しく説明ください。

○議長（上嶋和志）

質疑の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 11時03分

再開 11時15分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

狩野正雄議員の発言を許します。

○8番（狩野正雄）

私はバックホーと言ったのですが、答弁の中ではショベルローダーでやったということだったのですが、ショベルローダー、バックホーとの矛盾があるのでその辺も。

それからショベルローダーを使ってそういうものを引き上げていいのかを含めて、そういう機能はどうか、それも含めて答弁ください。

○議長（上嶋和志）

答弁。大上建設水道課長。

○建設水道課長（大上朋亮）

引き上げの機種についてですけども、ホイールローダーということで最初答弁させていただいております。

当然、ホイールローダーでございますので、引き上げということについては問題ないとい

うことで私ども判断して車両を引上げております。

バックホーにつきましては近隣のところで木を伐採していたという作業をしておりました。そのところですね、近くのほうまでバックホーも移動してきております。

これにつきましては、道路上を走ってはおりますが、道路管理者が行っている作業の範疇ということで私どもは判断しております。前後に安全誘導員をつけ、バックホーは移動してきております。

また民地ということでお話ございましたけども、作業のほうは道路上で行ってございまして、民地のほうでは一切作業はしない状況でございます。

あと草の関係でお話ございましたが、この草の影響で直接事故があったというふうには、視界が悪くなっている状態でもございませんでしたし、直接、このことが事故を起こした原因になったとはとらえてございませぬ。

今後につきましても安全に務めるよう、事故のないよう、十分に心がけて、今後このような事故のないように心がけていきたいと思っております。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今回の事故の処理に関して、当然私現場に行ったわけでもありませんし、後日事故報告書は確かに決裁をしていますけれども、細かいところまで承知はしておりませんでした。ただ現場が、町道ということ。

道路管理者は町でありますので、そういった意味で緊急避難的に行っている内容も確かにあろうかと思えます。

あと、車両の使用等については、当然いろんな規制があるのかもしれませんが、その辺については、今後、しっかりと関係する法令があるのであれば、当然それは守っていくというのは当然なことだと思いますし、町の車両を、町有車両を持って引き上げるとその辺が、私法令に抵触するのかどうかちょっと、現段階で私も何とも申し上げられませんが、いずれにしても、事故が起こったということは確かでありますので、これは安全運転というか、特に、通常の業務で車両を運行する等の仕事を主としている

職員によるものでありますので、これ、やはりしっかりと、そういう事故がないように運転するのは当然でありますし、今後とも、そういった事故を起こさないように、その辺の指導のしっかりと徹底をしていきたいと思えますし、いろいろ関係者に配慮する面も当

然必要でありますので、その辺の対応も少し報告等が遅れたという事態があったとすれば、今後その辺については十分気をつけていかなければならないと思いますので、御理解を頂ければと思います。

○議長（上嶋和志）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（上嶋和志）

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 78 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 8 名

○議長（上嶋和志）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 9 議案第 79 号 令和 6 年度（2024 年度）一般会計補正予算（第 10 号）
について

○議長（上嶋和志）

日程 9、議案第 79 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿迫町一般会計補正予算（第 10 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 79 号は、令和 6 年度（2024 年度）一般会計補正予算（第 10 号）となるものです。

令和 6 年度（2024 年度）一般会計補正予算（第 10 号）は次に定めるところによるものといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 2,982 万 7,000 円を追加しまして、総額を 88 億 2,502 万 9,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 33 ページを御説明いたします。

款項目、議会費の職員手当等で 24 万 9,000 円の追加。

総務費、総務管理費、一般管理費の給料で 750 万円、職員手当等で 1,360 万円のそれぞれ追加。

車両管理費の補償補填及び賠償金で 78 万 1,000 円の追加。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で、国保会計へ 15 万 1,000 円の追加。

在宅福祉費の繰出金で介護会計へ 13 万 4,000 円の追加。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、病院運営補助金 627 万 9,000 円の追加。

農林費、農業費、農業用水事業費の給料で 29 万 6,000 円、職員手当等で 13 万 9,000 円、負担金で、簡易水道及び下水道事業会計、合計 69 万 8,000 円のそれぞれ追加であります。

次に歳入 32 ページから御説明いたします。

款項目、繰越金の前年度繰越金で 2,904 万 7,000 円の追加。

諸収入、項目、雑入の雑入で 78 万円の追加であります。

以上、一般会計補正予算（第 10 号）について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 79 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 10 議案第 80 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険特別会計
補正予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 10、議案第 80 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 80 号は、令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）と
なるものです。

令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところ
によるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 15
万 1,000 円を追加しまして、総額を 7 億 6,334 万 5,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 41 ページを御説明いたします。

総務費、総務管理費 一般管理費の給料で 5 万 2,000 円、職員手当等で 9 万 9,000 円の
それぞれ追加であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で 15 万 1,000 円の追加で
あります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 80 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 11 議案第 81 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険病院事業
会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 11、議案第 81 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町国民健康保険病院事業会計補正
予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 81 号は、令和 6 年度（2024 年度）国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
となるものです。

第1条、令和6年度（2024年度）国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第1款、病院事業収益、第2項、医業外収益に627万9,000円を追加しまして、補正後の額を6億5,742万3,000円に改めるものであります。

支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に627万9,000円を追加しまして、補正後の額を6億5,742万3,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、1、職員給与費、4億1,655万9,000円に627万9,000円を追加しまして、4億2,283万8,000円に改めるものであります。

第4条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、3億443万1,000円に627万9,000円を追加しまして、3億1,071万円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきましては、補正予算説明書により御説明をいたします。

収入につきましては、病院事業収益、医業外収益、他会計補助金の運営補助金で627万9,000円の追加であります。

支出につきましては、病院事業費用、医業費用、給与費で合計627万9,000円の追加であります。

以上、国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 12 議案第 82 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正
予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 12、議案第 82 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 82 号は、令和 6 年度（2024 年度）簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）となるものです。

第 1 条、令和 6 年度（2024 年度）簡易水道事業会計補正予算第 3 号は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第 1 款、簡易水道事業収益、第 2 項、営業外収益に 47 万 4,000 円を追加し、補正後の額を 2 億 1,549 万 4,000 円に改めるものであります。

支出につきましては、第 1 款、簡易水道事業費用、第 1 項、営業費用に 47 万 4,000 円を追加しまして、補正後の額を 1 億 2,755 万 6,000 円に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 8 条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、1、職員給与費 523 万 9,000 円に 47 万 4,000 円を追加しまして、571 万 3,000 円に改めるものであります。

第 4 条は、予算第 9 条に定めます他会計からの補助金の補正であり、7,912 万 7,000 円に 47 万 4,000 円を追加しまして、7,960 万 1,000 円に改めるものであります。

次に補正予算の内容につきまして、補正予算説明書により御説明をいたします。

収入につきましては、簡易水道事業収益、営業外収益、他会計補助金の一般会計補助金

で 47 万 4,000 円の追加。

支出につきましては、簡易水道事業費用、営業費用、営業費用、総係費で、合計で 47 万 4,000 円の追加であります。

以上、簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 82 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 13 議案第 83 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 13、議案第 83 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町下水道事業会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 83 号は、令和 6 年度（2024 年度）下水道事業会計補正予算（第 3 号）となるものです。

第 1 条、令和 6 年度（2024 年度）下水道事業会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 2 条は、予算第 3 条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入につきましては、第 1 款、下水道事業費収益、第 2 項、営業外収益に 22 万 4,000 円を追加し、補正後の額を 3 億 211 万 7,000 円に改めるものであります。

支出につきましては、第 1 款、下水道事業費用、第 1 項営業費用に 22 万 4,000 円を追加し、補正後の額を 2 億 5,763 万 6,000 円に改めるものであります。

第 3 条は、予算第 9 条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、1、職員給与費 944 万 6,000 円に 22 万 4,000 円を追加しまして 967 万円に改めるものであります。

第 4 条は、予算第 10 条に定めます他会計からの負担金及び補助金の補正であり、1 億 6,598 万 6,000 円に、22 万 4,000 円を追加しまして、1 億 6,621 万円に改めるものであります。

次に補正予算内容につきまして、補正予算説明書により御説明をいたします。

収入につきましては、下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金の一般会計補助金で 22 万 4,000 円の追加、支出につきましては、下水道事業費用、営業費用、総係費で合計 22 万 4,000 円の追加であります。

以上、下水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 83 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 14 議案第 84 号 令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計補正
予算（第 4 号）について

○議長（上嶋和志）

日程 14、議案第 84 号、令和 6 年度（2024 年度）鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 84 号は、令和 6 年度（2024 年度）介護保険特別会計補正予算（第 4 号）となるものです。

令和 6 年度（2024 年度）介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによるといたしまして、第 1 条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 13 万 4,000 円を追加しまして、総額を 5 億 5,292 万 7,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきまして、歳出 54 ページより御説明いたします。

総務費、総務管理費、一般管理費の職員手当等で 13 万 4,000 円の追加であります。

次に歳入前ページから御説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金で 13 万 4,000 円の追加であります。

以上、介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 84 号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手 9 名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 15 議案第 85 号 鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約について

○議長（上嶋和志）

日程 15、議案第 85 号、鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 85 号は、鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、鹿追町防災行政無線施設整備工事であります。

契約の方法は指名競争入札でありまして、指名業者は、株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部、株式会社日立国際電気北海道支店、日本電気株式会社北海道支社、パナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー東日本社、沖電気工業株式会社北海道支社、日本無線株式会社北海道支社、以上6社を指名し、株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部、日本電気株式会社北海道支社、沖電気興業株式会社北海道支社、日本無線株式会社北海道支社が、それぞれ都合により辞退をしましたので、2社において12月10日に入札しました結果、入札金額を2億3,980万円といたします札幌市中央区北4条東1丁目2番地3、株式会社日立国際電気北海道支店、支店長、我妻智行氏が最低入札となりましたので、現在仮契約を締結中であります。

なお、落札率は85.85%であります。

以上、鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約について御説明申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 16 同意第 4 号 鹿追町監査委員の選任について

○議長（上嶋和志）

日程 16、同意第 4 号、鹿追町監査委員の選任についてを議題とします。

資料配付のため暫時休憩とします。

[資料配付のため暫時休憩]

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

本件は、地方自治法第 117 条の除斥規定に該当することから、清水浩徳議員の退室を求めます。

提案者の説明を求めます。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

同意第 4 号は、鹿追町監査委員の選任についてであります。

次の者を鹿追町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、鹿追町議会選出の監査委員畑久雄氏から、本年 12 月 31 日をもって退職する旨の退職願が提出をされ、それを認めることといたしましたので、後任の者を選任する必要があるためでございます。

そういった中で、今回は、今申し上げますとおり議員のうちから選任する、いわゆる、議会選出の監査委員であります。

氏名につきましては、清水浩徳氏でございます。

住所、それから生年月日は記載のとおりであります。

また今、清水浩徳氏の履歴書を配付しているところであります。

内容を御覧を頂きまして、議会のほうからの御推薦もありました。

議会選出の監査委員として適任と思っておりますので、よろしく御同意をいただきたいと思っております。

また、任期につきましては、畑久雄氏の残任期間、かつ、議員の任期ということになりますので、令和 9 年（2027 年）4 月 30 日までということになるかと思っております。

よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上嶋和志）

お諮りします。

人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

これから同意第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで除斥中の清水議員の入室を求めます。

日程 17 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上嶋和志）

日程 1、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、自衛隊駐屯地特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和6年（2024年）第4回定例会閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月6日から本日まで、15日間にわたって開催をいただいたところであり
ます。

初日には条例の一部改正3本、それから、一般会計及び六つの特別会計、事業、企業会
計の補正予算、あるいは町道の廃止、認定について、全て原案のとおり可決をいただきま
した。心からお礼を申し上げます。

また、12日には4名の議員から一般質問いただきました。

旧山田温泉の関係、それから戦略的な情報収集管理等広報広聴の役割、瓜幕自然体験留
学センターの土地の取得、そして議員のなり手不足の対策、それぞれ御質問をいただき、
私のほうからお答えを申し上げたところであります。

さらに、本日追加提案をさせていただきました給与改定に伴う条例の一部改正4本と関
連する一般会計及び特別会計の補正予算、町有車両の路外逸脱事故に伴う損害賠償と和解、
そして、防災行政無線デジタル化等に伴う工事請負契約の締結、そして畑久雄氏の監査委
員辞職申し出に伴う議会選出の監査委員の選任について、これも全て原案のとおり可決あ
るいは同意をいただいたところであります。誠にありがとうございます。

また、私と副町長の給与を3か月減額する特別職の職員の給与条例の改正についても、
可決をいただきました。

町の理事者、そして病院設置者としての責任の所在を明らかにするものでございます。
一連の病院の問題の幕引きを図るということではなく、これからは病院の信頼回復、そし
て職場環境の改善、これにしっかり取り組んでいかなければならないということござい
ます。

けじめをつけるという意味もございすけれども、これからの取り組みが非常に重要だ
と思っている次第であります。

引き続き、議員の皆様からの御指導を賜ればと思っているところでございます。

今年1年、いろいろございました。

10月の衆議院議員選挙の結果、少数与党の政権運営となりました。

また、世界に様々な影響があるアメリカ大統領選挙の結果など、これら国内、国外、政
治経済、極めて流動的な要素が大きく、これらについては、我々地方自治体への影響も懸
念をされるところでございます。

基幹産業の農業の関係については、何回かお話をさせていただいておりますが、1年を通しておおむね天候に恵まれ、作柄についても平年並みとお聞きをし、堅調に推移をしたところであります。

今年の農業生産額については精査をしているとお聞きをしておりますけれども、267億程度ということをごさいますして、これは至上最高の額になる見込みと承知をしております。

生産資材の高止まりや先行き不透明さなど厳しい経営環境にあると承知をしておりますけれども、生産者もとより、JAをはじめとする関係者の御努力に、深く敬意を表する次第でございます。

今週17日、参議院本会議におきまして総合経済対策の裏付けとなる約13.9兆円の補正予算が成立をしたところであります。

この中には、物価高騰対策のための重点支援地方交付金として約1.7兆円、この中には、地方公共団体による物価高騰対策及び住民税非課税世帯向けの給付金も含まれているところであります。

それぞれ個別自治体への配分通知が参りますので、非課税世帯の関係については、これは決められたとおり対応ということをごさいますし、町民向けの物価高騰対策、これは直接支援が必要だということですので、これについてはしっかりと内部で検討して、できるだけ早い時期に議会に御相談をさせていただきたいと思っている次第であります。

あと2週間足らずで、本年も終わるわけでありましてけれども、今年1年、議員の皆様、そして各行政委員会の皆様には大変お世話になり、御指導いただきましたことに、心からお礼を申し上げる次第であります。

そして、それぞれ皆様の御家族共々すばらしい新年をお迎えくださるよう、心から祈念を申し上げまして、定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで会議を閉じます。令和6年（2024年）第4回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時56分